結語

本年は、月例給において、較差が僅少であったことから、改定を要しないと判断したところである。

期末手当及び勤勉手当については、民間における賞与等の支給状況との均衡を図るため、0.15月分引き下げ、年間4.3月分とすることとした。本勧告は、地方公務員法に定める情勢適応の原則に則り、民間との給与較差を是正するという観点から行うものであり、知事及び府議会におかれては、適切に対応されることを求めるものである。

また、本年も、働き方改革をはじめとする勤務環境のあり方等に加え、人材の育成や有為な人材の確保、定年引上げ等人事諸制度に向けた検討と対応の必要性を指摘したところであり、任命権者において真摯な検討と取組みがなされることを期待するものである。